

# 『国民健康保険被保険者証』 の更新時期です

国民健康  
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

毎年8月1日付けで、国民健康保険被保険者証(保険証)は更新となりますので、新しい保険証を7月末日までに簡易書留郵便で送付します。

お手元に届きましたら、保険証の記載内容に間違いがないかどうかご確認ください。また、現在使用中の保険証については、有効期限経過後に各自で責任を持って処分してください。

## 《保険証の取り扱い》

- 必ず手元に保管しましょう。
- 他人に貸したり、借りることはできません。
- 医療機関等で診察を受けるときには、窓口で提示してください。
- コピーしたもの、有効期限の切れたものは使えません。

## 《保険証の有効期限》

- 村から交付される保険証の有効期間は1年です。  
※国民健康保険税に未納がある場合は、有効期間の短い保険証が交付されます。有効期限が切れる前に役場収納課で納付又は、納税相談を行い、有効期限の延長を申し出てください。

## ● 村への届出が必要なケース

加入する健康保険や保険証の記載内容に変更があった場合、14日以内に窓口へ届出をしてください。

### ▼以下の事由が生じたときは届出が必要です

- 転入、出生、職場の健康保険からの脱退等による「資格取得」
- 転出、死亡、職場の健康保険への加入等による「資格喪失」
- 住所、氏名等の変更による「記載内容変更」

※マイナンバーカードを保険証として使用する場合でも、資格取得・喪失の届出が必要です。

※届出に必要な書類等については、村ホームページをご覧ください。役場国保年金課までお問合せください。

## ● 限度額適用認定証の申請

以下の方は、申請により限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が交付されます。

### ▼申請により交付される方

- 70歳未満の方
- 70歳以上で所得区分が低所得Ⅱ・Ⅰ、現役並Ⅱ・Ⅰの方

認定証を保険証と一緒に医療機関などに提示すると、窓口での一部負担金の支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額については、保険証と一緒に送付されるパンフレット「知ってあんしん国保のてびき」をご確認ください。

※70歳未満の方で国民健康保険税に滞納がある場合は交付できません。

※現在、認定証をお持ちの方も8月以降分は新たに申請が必要です。



## マイナンバーカードの保険証利用について

令和6年秋以降は新規の保険証の発行をとりやめ、マイナンバーカードと一体化されます。

まだマイナンバーカードを取得されていない方は、申請と健康保険証としての利用登録をお早めにお済ませください。

